



制度・業務

マイナンバーカードの 訪問申請受付



HP

自宅等へ訪問し、市職員がマイナンバーカード申請に必要な顔写真の撮影から申請受付までの手続きを無料で行います。申請時に書類がそろっている場合、カードを自宅に本人限定受取郵便(書留)で郵送します。

日時 5/16(金)・20(火)・29(木) 10:00、14:00

対象 交野市に住民登録があり、病気や障がい等の理由により自身で外出することが難しく、初めてマイナンバーカードを申請する方。

手続きに必要なもの 本人確認書類(顔写真あり1点または顔写真なし2点)、通知カードまたは個人番号通知書、住民基本台帳カード(所有者のみ)※通知カードおよび住民基本台帳カードは受付時に返納してください。

申込条件

- ①訪問先は交野市内であること。
- ②申請から2か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。
- ③申請者本人が訪問先におり、申請できること(15歳未満の方および成年被後見人は法定代理人の同席が必要)。
- ④外国人住民の場合は、在留期間が2か月以上あること。
- ⑤顔写真を撮影し申請書を記入する場所を用意できること。
- ⑥職員が自動車で訪問するため、無料駐車スペースを用意できること(軽自動車1台分)。
- ⑦使用許可や使用料等が必要な施設等で訪問を希望の場合は、申請者において使用許可を受ける等すること。また、使用料がかかる場合は申請者が負担すること。

予約日 5/1(木)～

予約方法 希望日の3日前までに、市マイナンバーカード予約専用ダイヤル ☎0570-048978(平日9:00～17:30、祝日・年末年始を除く)(先着順)詳細はHPまたはお問い合わせください。訪問時には、職員証を提示します。

☎ 市民課 ☎892-0121

交野市犯罪被害者等の支援に関する条例を制定しました



HP

市では、犯罪被害を受けた方の心身の負担軽減と、回復支援や、安全安心な地域社会の実現を目指し、「交野市犯罪被害者等の支援に関する条例」を制定しました。また、より充実した支援体制を整えるため、交野警察署と協定を締結しました。

☎ 危機管理室 ☎892-0121

自発的活動支援事業



HP

障がい者の日常・社会生活での社会的障壁を除去する取り組みに補助金を交付します。

対象 市内の障がい者やその家族、おおむね10人以上の地域住民団体

補助額 3万円(定数6事業。事業完了後に交付)

実施期間 決定通知後からR8.3/31(火)まで

申請書の配布 5/1(木)から障がい福祉課またはHPからダウンロード

申込・☎ 5/30(金)(消印有効)までに郵送または持参。障がい福祉課 ☎893-6403

市民活動 モノシェアリング制度



HP

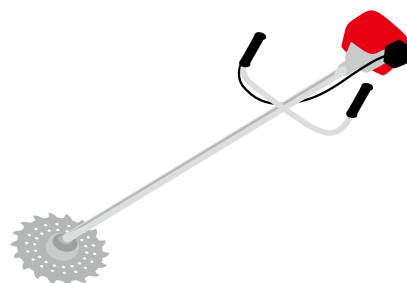
市が保有する備品を貸し出しています。貸出時間や申し込み方法等はお問い合わせください。

対象 市内で公益性・公共性の高い活動を行う地域コミュニティ団体・市民活動団体

対象活動 地域清掃、まちづくり活動、市の活性化に繋がる活動等

※公用車・市民活動ルーム「みんカフェ」はR6年度に貸し出しを終了しました。

☎ 地域振興課 ☎892-0121



耐震補助金・ブロック塀等補助金の代理受領制度について

この制度は、「木造住宅耐震化補助制度」と「ブロック塀等撤去・改修補助制度」の補助金の受け取りを、申請者に代わって工事等の実施業者が行います。これにより、申請者は補助金を差し引いた費用を用意すればよくなり、立替費用の負担が軽減されます。代理受領できるのは申請者と契約した業者に限ります。

☎ 都市まちづくり課 ☎892-0121

第12回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

戦没者等の尊い犠牲に弔意を表し、遺族の方に特別弔慰金を支給します。

対象 「恩給法による公務扶助料」や「戦傷者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の先順位の遺族1人に支給します。

①「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者等の子

③戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係の有無により順位が変わる場合があります。

④上記以外の戦没者等の三親等の親族(おい・めい等)※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係がある場合に限りします。

支給額 27万5,000円(5年償還の記名国債)

期限 R10.3/31(金)

☎ 福祉総務課 ☎893-6402

マイナンバーカード 土・日曜日受付・交付



申請

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平日来庁ができない方は、手続きにお越しく下さい。また、申請時来庁方式による受付も行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 5/10(土)・25(日)9:00～12:00

※予約優先制。

予約電話 ☎0570-048978(平日9:00～17:30)

場所 市役所本館1階 市民課

※必ず本人がお越しく下さい。

※予約は申請・交付・電子証明書の発行・更新のみです。その他の手続きは予約不要です。

※詳細はHPまたはお問い合わせください。

☎ 市民課 ☎892-0121

木造住宅耐震化補助制度

耐震に関する各種工事等の補助

契約着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

補助額

①耐震診断補助制度

1戸あたり上限5万円

②耐震改修工事補助制度

工事費用の80%(上限100万円)

③耐震シェルター設置補助制度

設置費用の70%(1戸あたり上限40万円または所得により60万円)

④木造住宅除却補助制度

除却工事費用の23%(上限40万円)

対象 次の要件全てを満たす方

▷S56.5月以前に建築された木造住宅(①～④)

▷耐震診断後の施工(②～④)

▷個人所有者等の課税標準額が507万円未満(②～④)

※いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎ 都市まちづくり課 ☎892-0121



ブロック塀等撤去・改修補助制度



HP

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

対象 次に該当する塀の撤去・改修

▷国・府・市が管理する道路に面するコンクリートブロック塀・石塀・コンクリート塀・レンガ塀・土塀であること

▷撤去する塀の高さが60cm以上であること

▷一部撤去の場合は撤去後の堀の高さが60cm以下となること

▷塀が道路に残ったり、水路等の公共施設に突出しないこと

▷改修により新たにブロック塀等を設置する場合は、その高さを全て60cm以下とし、60cmを超える部分は軽量フェンスとすること

※高さはいずれも道路面からの高さ

補助額 ①撤去:費用の80%(上限10万円)

②改修:費用の80%(上限20万円)

※②のみの補助は受けることができません。いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎ 都市まちづくり課 ☎892-0121